

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名寄市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道名寄市長

公表日

令和7年6月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、また予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種法による予防接種の実施に関する事務②給付の支給③予防接種法による実費の徴収に関する事務④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>手続きに関しては、書面によるもののほか情報提供等記録開示システム(マイナポータル)による電子申請を用いる。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第14項</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第126項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 未定 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項別表第14項</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項別表第126項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地
名寄市総務部総務課(電話01654-3-2111)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒096-0032 北海道名寄市西2条北5丁目
名寄市健康福祉部保健センター(電話01654-2-1486)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	-----------------------------------	---	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧などが可能となるよう制御し事務運営している。 統合宛名システムは市デジタル担当のみ制御可能となっており、健康管理システム担当者では制御できないため、特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-4	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正への対応
令和4年7月22日	I-5	所長 後藤 裕子	所長 倉澤 富美子	事後	
令和5年6月30日	I-5	所長 倉澤 富美子	保健センター所長	事後	
令和5年6月30日	I-4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	削除	事後	法令改正への対応
令和5年6月30日	特記事項	記載なし	個人情報の保護及び取扱いに関する事項を記載	事後	
令和6年6月30日	I-3	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の93の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2</p>	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第14項</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第126項</p>	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	I-4 ②	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第二の115の2の項</p>	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第14項</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第126項</p>	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	II-1	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和6年6月30日	II-2	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和7年6月30日	I-4②	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第14項</p>	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第14項</p>	事後	
令和7年6月30日	II-1	令和6年6月30日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年6月30日	II-2	令和6年6月30日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年6月30日	IV-8	記載なし	[○]人手を介在させる作業はない	事後	新様式IVへの対応
令和7年6月30日	IV-11	記載なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	新様式IVへの対応